

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

1. 訪問介護員に関する省令及び介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令について（情報提供）

（合計 本紙含め13枚）

vol. 39

平成12年2月24日

厚生省介護保険制度実施推進本部

平成12年2月24日

訪問介護員に関する省令及び介護支援専門員に関する省令の一部を改正する省令について（情報提供）

介護保険法における訪問介護については、同法第7条第6項において「介護福祉士その他政令で定める者」が担当することとされておりますが、同項の「その他政令で定める者」については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第393号。以下「整備政令」という。）による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正により、政令第2条の2第1項各号に掲げる研修の課程を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「訪問介護員」という。）とされました。

現在、訪問介護員養成研修の指定基準等を定める厚生省令（訪問介護員に関する省令）の制定作業を進めているところですが、省令の公布までにはなお若干の日数を要する見込み（3月上旬目途で公布予定）であることから、現時点での省令案について事前に情報提供させていただきます。

なお、省令の公布にあわせ、看護婦等の資格を有する者の取扱いや指定事務の取扱い等について、通知を発出することを予定しておりますが、本通知についても、省令公布前に情報提供する方向で準備を進めております。

また、整備政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護支援専門員に関する省令（平成10年厚生省令第53号）の一部を改正する予定である旨、平成11年12月16日付け事務連絡においてお知らせしたところですが、当該省令の一部改正省令についても、上記「訪問介護員に関する省令」と同日に公布される予定であるので、その新旧対照表について、あわせて情報提供させていただきます。

介護保険法の施行を目前に控えながら作業が遅れ、大変ご迷惑をおかけしておりますが、当方としても早急に必要な作業を行うとともに、できる限りの情報を提供させていただきますので、今後ともご協力をお願い申し上げます。

＜照会先＞

【訪問介護員に関する省令】

厚生省老人保健福祉局
老人福祉計画課
企画法令係 森田

TEL 03-3503-1711
内線3929、3927
03-3595-2888
FAX 03-3595-3670

【介護支援専門員に関する省令】

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室
企画法令係 山口

TEL 03-3503-1711
内線2266、2164
03-3595-2890
FAX 03-3503-2167

○厚生省令第 号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二条の二第一項第二号、第二項第一号並びに第二号及び口並びに第四項の規定に基づき、訪問介護員に関する省令を次のように定める。

平成十二年二月 日

厚生大臣 丹羽 雄哉

訪問介護員に関する省令

（研修の課程）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第二条の二第一項各号に掲げる研修（以下「研修」という。）の課程は、一級課程、二級課程及び三級課程とする。

2 一級課程は、二級課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員（訪問介護員のうち、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の訪問介護員に対する指導監督その他の訪問介護を適切かつ円滑に提供するために必要な業務を行うものをいう。以下同じ。）が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として、二級課程を修了した者を対象として行われるものとする。

るものとする。

3 二級課程は、訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

4 三級課程は、訪問介護員が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得することを目的として行われるものとする。

（研修の方法）

第一条 研修は、講義、演習及び実習により行うものとする。

2 講義は、通信の方法によって行うことができるものとする。この場合においては、添削指導及び面接指導を適切と認める方法により行わなければならない。

（証明書の様式）

第三条 令第二条の二第一項に規定する証明書の様式は、別記様式によるものとする。

（指定の申請）

第四条 令第二条の二第一項第一号の事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請

書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地（講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 研修の名称及び課程

三 事業所の所在地（講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地）

四 学則

五 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

六 実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）

七 前号の施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書

八 収支予算及び向こう二年間の財政計画

九 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款

十 その他指定に関し必要があると認める事項

2 講義を通信の方法によつて行おうとする者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項

を記載した申請書又は書類を提出しなければならない。

一 講義を通信の方法によつて行う地域

二 添削指導及び面接指導の指導方法

三 面接指導を実施する期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
(指定の基準)

第五条 令第二条の二第一項第一号の厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一級課程に係る基準

イ 修業年限は、おおむね一年以内であること。

ロ 研修の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

ハ 別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、一級課程を教授するのに適當な者であること。

ホ 別表第一に定める実習を行うのに適當な施設を実習施設として利用できること。

ヘ 実習施設における実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

二 二級課程に係る基準

イ 修業年限は、おおむね八月以内であること。

ロ 研修の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。

ハ 別表第二に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、二級課程を教授するのに適当な者であること。

ホ 別表第二に定める実習を行うのに適當な施設を実習施設として利用できること。

ヘ 実習施設における実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

三 二級課程に係る基準

イ 修業年限は、おおむね四月以内であること。

ロ 研修の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

ハ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。

ニ 講師は、三級課程を教授するのに適當な者であること。

ホ 別表第三に定める実習を行うのに適當な施設を実習施設として利用できること。

ヘ 実習施設における実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

- 2 講義を通信の方法によつて行う研修にあつては、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。
 - 一 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。

- 二 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適當な講師を有すること。

- 三 直接指導の時間数は、一級課程に係るものにあつては十二以上、二級課程に係るものにあつては六以上、三級課程に係るものにあつては三以上であること。

- 四 面接指導を行うのに適當な講義室及び演習を行つては三以上であること。

(名簿の記載事項)

第六条 令第二条の二第二項第二号イの厚生省令で定める事項は、訪問介護員の氏名及び生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日並びに修了証明書の番号とする。

(変更又は廃止、休止、若しくは再開の届出)

第七条 訪問介護員養成研修事業者（令第二条の二第一項第二号に規定する訪問介護員養成研修事業者をい

う。以下同じ。)は、第四条第一項各号(第九号については、当該指定に係る事業に関するものに限る。)若しくは第二項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、十日以内に、その旨及び次に掲げる事項を当該指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、休止し、又は再開した場合にあっては、その研修の名称及び課程
二 廃止し、休止し、又は再開した場合にあっては、その年月日
三 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由
四 休止した場合にあっては、その予定期間

(名簿等の提出)

第八条 訪問介護員養成研修事業者は、毎事業年度終了後二月以内に、令第二一条の二第二項第一号イに規定する名簿及び事業報告書を当該指定をした都道府県知事に提出しなければならない。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

別表第一(第五条関係)

区分 講義	科 目	時間数	備 考
老人保健福祉に係る制度及びサービスに関する講義		十	演習を行うこと。
障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義		七	演習を行うこと。
社会保障制度に関する講義		三	
介護技術に関する講義		二八	事例の検討に関する講義に四時間以上充てること。
主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する講義		一〇	事例の検討に関する講義を行うこと。
医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義		一六	
居宅介護支援に関する演習		六	
介護技術に関する演習		三〇	
処遇が困難な事例に関する演習		一〇	

福祉用具の操作法に関する演習

実習

介護実習

六
七六

痴呆の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスセンターの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び老人介護支援センターの業務に関する実習並びに実習終了後の事例報告の検討を行うこと。

別表第二（第五条関係）

区分	科 目	時間数	備 考
合 計		一一一〇	

講義	時間数	備 考
社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	六	
老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	六	
訪問介護に関する講義	五	
老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	一四	
介護技術に関する講義	一一	事例の検討に関する講義に四時間以上充てること。

別表第三（第五条関係）						
	区分	科 目	時間 数	備 考	合 計	
講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	四	三		一三〇	
老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義		四				
訪問介護に関する講義		三				
老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義		三				
基礎的な介護技術に関する講義		三				
家事援助の方法に関する講義		三				
医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義		五	四			

演習	介護技術に関する講義	訪問介護計画の作成等に関する講義	レクリエーションに関する講義	介護実習	見学	合 計
演習	三〇	五	三	四	六	一三〇

家事援助の方法に関する講義	相談援助に関する講義	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する講義	演習
四	四	四	八	四

二四 特別養護老人ホーム等における
介護実習及び訪問介護に関する
実習を行うこと。

福社サービスを提供する際の基本的な態度に関する 演習

実習			
見学	基礎的な介護技術に関する演習	事例の検討等に関する演習	演習
合計	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	基礎的な介護技術に関する演習	演習
五〇	八	三	十

別記様式(一) (第三条関係)

第 号

修了証明書

氏

年 月 日
生

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二条の二第一項（第一号又は第二号）に掲げる研修の課程（一级課程、二级課程又は三级課程）を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名
(訪問介護員養成研修事業者名)

別記様式(二) (第三条関係)

第 号

修了証明書（携帯用）

氏

年 月 日
生

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二条の二第一項（第一号又は第二号）に掲げる研修の課程（一级課程、二级課程又は三级課程）を修了したことを証明する。

年 月 日

都道府県知事名
(訪問介護員養成研修事業者名)

改 正 案

現

行

(令第三十五条の二第一項の厚生省令で定める要件)

(介護支援専門員)

第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第七十九条第二項第一号に規定する厚生省令で定める者は、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、及び要介護者又は要支援者がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であつて、業務従事期間要件該当者について都道府県知事又はその指定した者が行う介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、都道府県知事又はその指定した者が行う介護支援専門員実務研修を修了し、当該都道府県知事又はその指定した者から当該介護支援専門員実務研修を修了した旨の証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けたものとする。

2 前項の業務従事期間要件該当者とは、第一号、第二号及び第三号の期間が通算して五年以上である者並びに第四号の期間が通算して十年以上である者とする。

一・四 (略)

一・四 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員として適当でないと都道府県知事が認めた者は、介護支援専門員としない。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて修了証明書の交付を受けた者

二 法の規定又は法に基づく処分に違反した者

(介護支援専門員実務研修)

第二条 令第三十五条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者について、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われる研修であつて、次の各号に掲げる事項をその主たる内容とするものとする。

一・二 (略)

(登録証明書の様式)

第三条 令第三十五条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）は、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者について、介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われる研修であつて、次の各号に掲げる事項をその主たる内容とするものとする。

一・二 (略)

(登録証明書の様式)

第四条 令第三十五条の二第二項に規定する登録証明書の様式は、別記様式によるものとする。

第四条 介護支援専門員実務研修を行う都道府県知事又はその指定した者は、当該介護支援専門員実務研修を修了した者に対し、修了証明書を交付するものとする。

(介護支援専門員実務研修受講試験を行う者に係る指定の申請)

第五条 令第三十五条の二第四項の規定により介護支援専門員実務研修受講試験を行う者に係る指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

二 介護支援専門員実務研修受講試験の名称

三 介護支援専門員実務研修受講試験を行う施設の所在地

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業開始当初の年度の事業の計画

六 当該申請に係る事業に係る資産の状況

七 手数料その他介護支援専門員実務研修受講試験の受験者が受領する金額

八 その他指定に関し必要があると認める事項

2 令第三十五条の二第四項第三号ロの厚生省令で定める事項は、前項第七号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の二第四項第三号イの厚生省令で定める事項は、第一項第一号から第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）までに掲げる事項とする。
(介護支援専門員実務研修を行う者に係る指定の申請)

第六条 令第三十五条の二第六項の規定により介護支援専門員実務研修を行う者に係る指定を受けようとする者は、次に掲げる

事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

二 介護支援専門員実務研修の名称

三 介護支援専門員実務研修を行う施設の所在地

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

五 事業開始当初の年度の事業の計画

六 当該申請に係る事業に係る資産の状況

七 受講料その他介護支援専門員実務研修の受講者から受領する金額

八 介護支援専門員実務研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目

九 その他指定に関し必要があると認める事項

2 令第三十五条の二第六項第三号イの厚生省令で定める事項は、前項第七号及び第八号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の二第六項第三号ロの厚生省令で定める事項は、第一項第一号から第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）までに掲げる事項とする。

4 令第三十五条の二第六項第三号ハの厚生省令で定める事項は、介護支援専門員の氏名、性別、介護支援専門員実務研修受講試験の合格年月日並びに介護支援専門員実務研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

（施行期日）
1 この省令は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

（施行期日）
1 この省令は、法の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 要介護者又は要支援者からの相談に応じ、及び要介護者又は要支援者がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者であつて、この省令の施行の際現に都道府県知事又はその指定した者が行う介護支援専門員実務研修に相当する研修を修了し、当該都道府県知事又はその指定した者から交付された当該研修を修了した旨の証明書等により当該研修を修了したことを証することのできるもの又はこの省令の施行の際現に当該研修を受講中であり、この省令の施行後当該研修を修了し、当該研修を実施した都道府県知事又はその指定した者から交付された当該研修を修了した旨の証明書等により当該研修を修了したことを証する」とのできるものは、介護支援専門員とみなす。

3 平成十九年三月三十一日までの間における第一条第一号の適用については、同号中「期間」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
(表省略)

みなす。

4 平成十九年三月三十一日までの間における第一条第二項第一号の適用については、同号中「期間」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
(表省略)

別記様式(一)（第四条関係）

介護支援専門員登録証明書

氏名
年月日生

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）により登録された介護支援専門員であることを証明する。

第号 都道府県知事印

年月日

別記様式(二)（第四条関係）

介護支援専門員登録証明書（携帯用）

氏名
年月日生

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）により登録された介護支援専門員であることを証明する。

年月日

都道府県知事印

第号